

池田市使用料の算定及び見直しに関する指針 (案)

令和7年10月
池田市

1 はじめに

- 本市が提供する行政サービスの中には、サービスの利用者から料金を徴収して実施するものがあります。これは、サービスの財源の全てを税金によって賄うのではなく、サービスの利用者＝受益者に対して適正な負担を求めることで、財源を確保し、市民間の不公平をなくすねらいがあります。
 - この指針は、そうした料金のうち、公共施設の利用などに際して徴収する「使用料」の算定及び見直しに係る統一的な取扱を定めるものです。
- ※ 特別会計及び企業会計については、独立採算制及び経営の健全性の観点から、当該会計の事業内容に応じて適切に使用料の算定及び見直しを行います。

2 使用料とは

- 地方自治法第225条において「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用(注:行政財産の目的外使用)又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」と規定されています。
- 本市においては、公民館や体育館などの公共施設の利用、道路や公園などの占用といった手続にあたって、各種条例及びその委任を受けた規則において具体的な金額を定め、徴収を行っています。

3 原則となる考え方

(1) 受益者負担の原則

- 使用料の算定に当たっては、サービスの受益者が応分の負担をする「受益者負担」の考え方を原則とします。
- ただし、サービスの性質によって、受益者と本市それぞれの負担すべき割合が異なるため、サービスごとに適切に負担割合を設定することを前提とします。

(2) 算定方法の共通化

- 適正な受益者負担を求めるに当たって、その根拠を市民に明確に説明できるように、サービスの提供に必要なとなる経費から積算することを基本とした、各種の使用料等に共通する算定方法を示します。

(3) 社会状況への対応

- 社会状況の変遷によって、使用料として徴収すべき適切な料金水準は随時変化していくため、適切に算定した使用料についても、定期的に見直しを図ることを原則とし、その見直しの考え方やプロセスを示します。

4 算定及び見直しの考え方 ― ①

(1) 算定の基本となる考え方

- 公共施設の利用に係る使用料は、その施設の維持管理・運営経費をベースとして、施設の面積や利用時間などから単位当たりの単価を算出し、これに本市と受益者それぞれの負担すべき割合を乗じて算定することを基本とし、施設の特性、市内及び近隣団体の同種施設の料金設定などを総合的に勘案しながら決定します。
- 上記の考え方による算定が適しない公共施設、施設内の付帯設備などは、それぞれ趣旨や目的、稼働状況などに鑑みて個別に判断します。

(2) 施設使用料に係る基本算定式

$$\text{施設使用料} = \frac{\text{施設の維持管理・運営経費}}{\text{貸出総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担率} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間} \div \text{基準稼働率}$$

※「施設の維持管理・運営経費」は、次ページ(3)に掲げる経費の合計を基本とします。

※「受益者負担率」の詳細は、次ページ(4)で示します。

※「基準稼働率」は、施設の運営効率や現状の利用状況を考慮するとともに、公平な利用者負担の実現などの観点から、当面は定率で80%と設定します。

※上記を基本としつつ、曜日、時間帯、部屋ごとの特殊性などの実態に応じて必要な調整を行います。

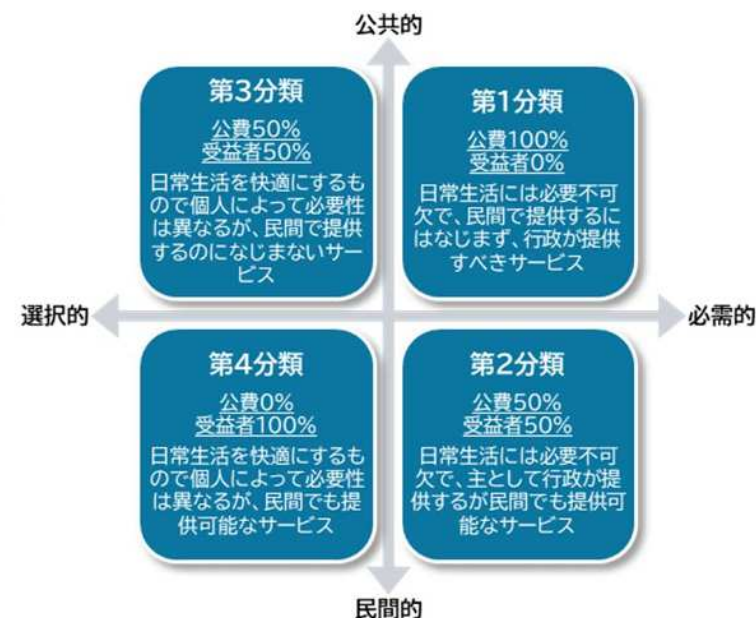
4 算定及び見直しの考え方 ― ②

(3) 算定基礎とする経費

人件費	一般職員、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員それぞれの年収モデル(各職種の職員の給料、職員手当等、共済費の平均額)に対して、各施設の維持管理・運営業務に従事する人数を乗じた額 ※ 指定管理者制度を導入している施設の人件費は、上記によらず物件費として積算する。
物件費	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料など各施設の維持管理・運営業務に係る経費の合計額 ※ 上記費目に該当する経費であっても、イベントなど特定の個人が参加する事業に係る費用、特殊事情による臨時的な経費など、経常的な施設使用料に転嫁することが適切でないと判断される経費は除く。 ※ 用地取得費、建物の建設・改修費(工事請負費)は除く。 ※ 施設内で経常的に供される事業の運営経費については、その実施主体、施設の維持管理・運営業務そのものとの関連性などを総合的に考慮し、算定に含めるかどうかを個別に判断する。

(4) 受益者負担率

- 経費に対して、本市と受益者それぞれが負担すべき割合は、施設の性質・種別などによって異なります。このため、以下の『市場性(公共的or民間的)』と『必需性(必需的or選択的)』からなるマトリクスによって使用料を4分類し、係数として算定結果に反映します。



4 算定及び見直しの考え方 ― ③

(5) 例外として取り扱う使用料

- 使用料の中でも、以下に挙げる例外的なケースについては、個別に適正な受益者負担を検討・決定します。
 - 4ページ(2)の基本算定式による算出が困難な特殊性の高い施設、施設の特設室や附属設備など
 - 法令、告示などで算定方法、金額などが定められているもの
 - 府内、近隣団体間で料金を統一しているもの
 - 行政財産の目的外使用に係るもの(貸館としての性質が強い、共同利用施設の目的外使用料を除く)
 - 政策的判断が必要であり、個別の検討を要するもの

(6) 改定率の上限及び下限

- 見直しの結果、現行の使用料から増額することが適当と判断された場合、利用者の生活への影響に鑑みた激変緩和措置として、当該増額に係る改定率の上限は20%までを目安とします。また、増額・減額のいずれの場合も、改定率が10%以上となる場合にのみ改定を行います。

(7) 端数調整

- 改定後の料金は、受益者の利便性及び料金取扱業務の効率性などを勘案し、必要な範囲で端数調整します。

4 算定及び見直しの考え方 ― ④

(8) その他

- 使用料の減額・免除は、受益者負担の原則の例外であり、市民の公平性の確保の観点から厳格な運用がなされる必要があります。各サービスごとに、それぞれの趣旨・目的を踏まえ、減額・免除の取扱いがいたずらに拡大解釈されることのないように適用条件を明確に整理して運用します。
- 本市の施設は、基本的に本市の在住者・団体が優先的に利用できることが望ましいと考えられます。そのため、市外在住者・団体の使用料には、一定の割増料金を加算できるものとします。割増料金は、各サービスの特性や趣旨・目的、施設の稼働率などを総合的に判断して個別に決定します。
- 各サービスの利用手続や管理に係る業務をデジタル化するなど業務効率化を積極的に進めることで、維持管理・運営コストの削減に努めるとともに、各施設のサービスや設備の充実、情報発信などに取り組むことで、稼働率の向上につなげることにより、結果として、使用料の低減、本市の財政支出の抑制及びサービスの持続性の確保をめざします。

5 見直しのプロセスについて

(1) 見直しのサイクル

- 使用料の見直し作業は、概ね4年ごとに実施します。
- 社会状況の大きな変化や、行政サービスの内容そのものに変更が生じる場合などは、上記に関わらず、適切な時期に都度見直しの検討を行います。

(2) 市民への周知期間の確保

- 使用料の改定を行う際は、市民生活への影響を十分に考慮し、改定に係る条例・規則などの公布から施行までに原則として3か月以上の期間を設けます。特に、事前の予約申込を受け付ける施設の使用料の改定に当たっては、当該申込期間に先立って周知を行います。
- 周知に当たっては、広報誌、市ホームページ、窓口など様々な機会を捉え、全ての利用者へ適切に情報を伝達できるよう配慮します。